

計量行政概要

令和7年度

福岡県計量検定所

ま え が き

計量制度は、我が国の国民生活、経済・社会における取引の信頼性を確保するという安全・安心の基盤をなすものです。

本県におきましては、計量制度の中核をなす計量法の目的を達成するため、特定計量器の検定・検査、基準器等の計量標準の供給、適正な商品量目及び特定計量器の適正な使用を確保するための立入検査等による指導、及び計量思想の普及啓発を行うための諸施策を実施しております。

今後ますます多様化する社会ニーズや計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、地域性を活かし更なる先を見据え、安全・安心な消費生活や活力ある産業活動を支える基盤としての計量行政の充実整備に努め、県民や関係業界の皆様により一層信頼される計量検定所を目指す所存です。

皆様方の、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この計量行政概要は令和7年度に実施しました事業の実績をまとめたものです。

本書が、本県の計量行政をご理解をいただくための参考資料としてご利用いただければ幸いに存じます。

令和8年7月

福岡県計量検定所長

高 橋 将 継

	目 次	頁
第 1	総 説	
1	沿 革	1
2	施設の所在及び規模等	1
3	組織と業務内容及び職員の配置	2
4	令和 7 年度 歳入と歳出	3
5	検定・検査設備	4
第 2	計量関係事業の登録・届出及び指定	
1	概 要	6
2	令和 7 年度 登録・届出及び指定の事務処理状況	6
3	計量証明事業者の登録	6
4	製造・修理事業の届出	7
5	販売事業の届出	7
6	適正計量管理事業所の指定	7
7	指定製造事業者の指定	7
8	特殊容器製造者の指定	7
第 3	特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査	
1	概 要	8
2	令和 7 年度 特定計量器検定・装置検査実績	9
3	令和 7 年度 基準器検査実績	1 0
4	令和 7 年度 検定・検査個数及び手数料比率	1 0
5	検定・検査個数実績の推移	1 1
6	基準器検査個数実績の推移	1 1
第 4	特定計量器の定期検査	
1	概 要	1 2
2	令和 7 年度 定期検査の検査実績	1 3
3	令和 7 年度 特定計量器器種別定期検査の検査実績	1 4
4	定期検査実績の推移	1 4
第 5	計量証明事業者の計量証明検査	
1	概 要	1 5
2	令和 7 年度 一般計量証明事業者の計量証明検査実績	1 5
3	令和 7 年度 環境計量証明事業者の計量証明検査実績	1 6
4	計量証明検査実績の推移	1 6
第 6	立入検査	
1	概 要	1 7
2	令和 7 年度 立入検査結果	1 8
第 7	計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業等	
1	計量記念日事業	2 0
2	計量モニター	2 0
3	計量教室	2 0
4	おもしろ計量教室	2 1
5	親子の計量体験	2 1
6	講習会等	2 1
7	一般主任計量者試験	2 1
第 8	その他	
1	特 定 市	2 2
2	計量関係団体等	2 2
3	計量検定所案内図	2 3

第 1 総 説

1 沿 革

本県における計量の歴史は、明治24年の度量衡法の公布により、明治26年1月に福岡県常置検定所として、床面積82.5㎡・技手1名・雇1名・小使1名の職員で所在地は不明ですが、開設されたことにより始まっています。

以来、幾多の変遷を経て現体制に至っていますが、その年次略譜は次のとおりです。

明治24年3月 度量衡法公布

明治26年1月 福岡県常置検定所を設置

明治37年1月 福岡県常置検定所を、福岡県度量衡器検定所と改称し、福岡市天神町県庁内に設置、門司支所を門司市入船町に及び久留米支所を久留米市篠山町に設置

大正7年9月 機構改革により内務部権度課となる

大正13年12月 機構改革により福岡県度量衡検定所と改称

昭和21年6月 久留米支所を廃止(戦災により焼失)

昭和26年6月 計量法公布

商工部商政課計量係となる

昭和30年4月 門司支所を小倉市金田町に移転し北九州支所と改称

11月 久留米支所を久留米市西町に再設置

昭和33年2月 福岡県計量検定所として福岡市天神の独立庁舎へ移転

昭和40年10月 タキシーメーター走行検査場を福岡市西区别府に設置

昭和45年5月 福岡県計量検定所に四課制を導入し、総務課・検査課・検定第一課・検定第二課を設置

昭和47年4月 北九州支所を北九州市八幡西区則松へ新築移転

昭和51年4月 久留米支所を久留米市安武町へ新築移転

昭和57年4月 計量検定所を糟屋郡粕屋町大隈へ新築移転

平成15年3月 北九州支所、久留米支所を廃止し、北九州検査場、久留米検査場とする

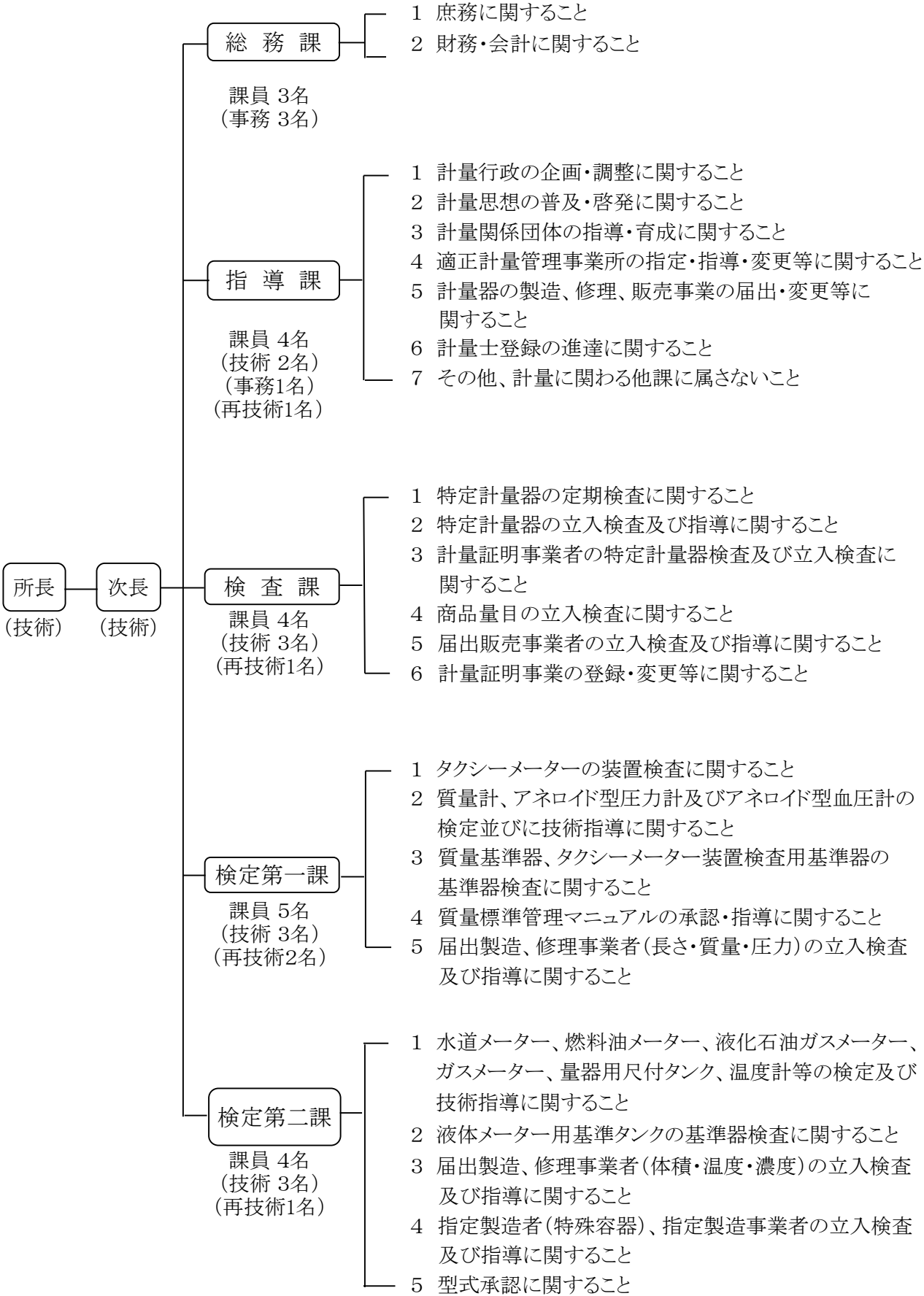
平成15年4月 指導課を設置し、五課制となる

2 施設の所在及び規模等

施 設	所 在 地
計 量 検 定 所 〔敷 地〕 7,693.24 ㎡ 〔延床面積〕 2,031.89 ㎡	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL (092) 939-1541 (総務課) TEL (092) 939-1543 (指導課・検査課) TEL (092) 939-1545 (検定第一課・検定第二課) FAX (092) 939-1542
北 九 州 検 査 場 〔敷 地〕 2,153.71 ㎡ 〔延床面積〕 349.54 ㎡	〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-8-1 TEL (093) 601-2664 FAX(093)601-2664
久 留 米 検 査 場 〔敷 地〕 1,983.00 ㎡ 〔延床面積〕 467.25 ㎡	〒830-0072 久留米市安武町安武本3125 TEL (0942) 27-1383 FAX(0942)27-1383

3 組織と業務内容及び職員の配置

計量検定所は、県商工部の出先機関で、その組織及び所管業務は次のとおりです。



(令和 8 年 4 月 1 日 現在)

4 令和7年度 歳入と歳出

(1) 歳 入

(単位：円)

科 目	決算額
検 定 手 数 料	11,981,060
基 準 器 検 査 手 数 料	1,135,260
計量証明事業計量器検査手数料	6,236,500
計 量 証 明 事 業 の 登 録	107,600
計量証明事業登録証の訂正	12,250
計量証明事業登録証の再交付	1,750
適正計量管理事業所の指定	2,550
合 計	19,476,970

(2) 歳 出

(単位：円)

科 目	決算額
報 償 費	270,000
普 通 旅 費	1,774,751
食 糧 費	0
光 熱 水 費	2,335,433
そ の 他 の 需 用 費	5,404,889
通 信 運 搬 費	429,127
そ の 他 の 役 務 費	5,930,550
委 託 料	22,356,708
使用料及び賃借料	328,596
工 事 請 負 費	3,520,000
備 品 購 入 費	7,810,000
負担金補助及び交付金	62,400
補償・補填及び賠償金	0
公 課 費	24,600
合 計	50,247,054

5 検定・検査設備（基準器等主要設備）
（１） 基準器

品 名	数量	配 置		
		本所	北九州検査場	久留米検査場
基準巻尺(5m)	1	1	0	0
特級基準分銅(1mg ～ 20kg)	30	30	0	0
一級基準分銅(1mg ～ 20kg)	45	45	0	0
基準重錘型圧力計(0.05 ～ 1MPa)	1	1	0	0
基準重錘型圧力計(0.1 ～ 10MPa)	1	1	0	0
液体メーター用基準タンク(500L)	2	2	0	0
液体メーター用基準タンク(50L)	1	1	0	0
液体メーター用基準タンク(21L)	1	1	0	0
液体メーター用基準タンク(19L)	1	1	0	0
液体メーター用基準タンク(10.2L)	1	1	0	0
液体メーター用基準タンク(5.1L)	1	1	0	0
液体メーター用基準タンク(2.02L)	1	1	0	0
液体タンク用基準タンク(10L (オーバーフロー式))	1	1	0	0
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	1	1	0	0
基準ガラス製温度計	7	7	0	0
基準フラスコ(10L)	2	2	0	0
基準フラスコ(5L)	2	2	0	0
基準フラスコ(2L)	2	2	0	0
基準フラスコ(1L)	2	2	0	0
基準フラスコ(500mL)	2	2	0	0
基準フラスコ(200mL)	2	2	0	0
基準フラスコ(100mL)	2	2	0	0
基準ビュレット(200mL)	1	1	0	0
基準ビュレット(50mL)	1	1	0	0
基準ビュレット(20mL)	1	1	0	0
装置検査用基準器	7	4	2	1

(令和8年3月末現在)

(2) 主な検定検査設備

品 名	数 量	配 置		
		本 所	北九州検査場	久留米検査場
コンプレッサー	5	3	1	1
一級実用基準分銅（鋳鉄製以外 20kg以下）	130	130	0	0
二級実用基準分銅（1,000kg）	74	74	0	0
二級実用基準分銅（500kg）	4	4	0	0
二級実用基準分銅（鋳鉄製以外 20kg以下）	92	92	0	0
二級実用基準分銅（鋳鉄製 20kg以下）	8	8	0	0
分銅校正用電子天びん（220g）	1	1	0	0
分銅校正用電子天びん（5.1kg）	1	1	0	0
分銅校正用電子天びん（32.1kg）	1	1	0	0
分銅校正用電子天びん（1,100kg）	1	1	0	0
水準器	2	2	0	0
定盤（埋込み）	7	4	2	1
検査台(防振台)	3	3	0	0
走行クレーン	1	1	0	0
水道メーター検定装置	2	2	0	0
フォークリフト（250kg）	1	1	0	0
ハンドパレットトラック（1,500kg）	1	1	0	0
定期検査用電気式はかり	3	3	0	0
計量教室・計量モニター・量目立入検査用電気式はかり	32	32	0	0
禁油圧力計用水槽継手	2	2	0	0
温度計・検査槽	1	1	0	0

(令和8年3月末現在)

第 2 計量関係事業の登録・届出及び指定

1 概 要

適正な計量の実施を確保するため、計量法（以下、法という）第107条の規定による計量証明事業（一般・環境）の登録、法第122条の規定による計量士の登録の進達及び法第58条の規定による特殊容器製造事業者の指定を、また法第127条の規定により適正計量管理事業所及び法第91条の規定により届出製造事業者の指定検査事業を行っています。

あわせて、正確な特定計量器を供給するため、法第40条の規定による特定計量器製造事業の届出の進達を、また法第46条の規定により特定計量器修理事業及び法第51条の規定により特定計量器販売事業の届出の受理業務を行っています。

2 令和7年度 登録・届出及び指定の事務処理状況

区分 申請事由	製造	修理	販売	計量証明事業		計量士		適正計量 管理事業所	指定製造 事業者	特殊容器 製造者	合 計
				一般	環境	一般	環境				
登 録				1	1	4	13				19
届 出		1	13								14
変 更	14	14	33	38	94			7			200
再 交 付				1							1
廃 止	1	3	1	5	2						12
閲 覧											0
謄本交付											0
指定申請											0
指定検査											0
合 計	15	18	47	45	97	4	13	7	0	0	246

3 計量証明事業者の登録（令和8年3月末現在）

事業者及び事業所数			区分別	
事業の区分			事業者数	事業所数
一 般	質	量	167	199
	体	積	4	8
	熱	量	1	1
環 境	特定 濃度	水又は土壌	4	4
		大 気	4	4
	濃度	水又は土壌	48	50
		大 気	34	34
	音 圧 レ ベ ル		26	26
	振動加速度レベル		25	25

4 製造・修理事業の届出(令和8年3月末現在)

事業の区分	製造		修理	
	事業者数	事業所数	事業者数	事業所数
タクシメーター	1 (1)	2	11	11
質量計第一類	10 (2)	11	12	15
質量計第二類	9 (2)	10	8	10
分銅等	7 (2)	8	0	0
自重計	1 (1)	1	12	16
ガラス製温度計	0 (0)	0	1	1
自動車等給油メーター	6 (4)	8	3	3
小型車載燃料油メーター	6 (4)	8	3	3
大型車載燃料油メーター	4 (4)	5	0	0
定置燃料油メーター等	6 (4)	8	0	0
液化石油ガスメーター	2 (2)	3	0	0
ガスメーター第一類	1 (1)	1	0	0
ガスメーター第二類	1 (1)	1	0	0
量器用尺付タンク	1 (0)	1	0	0
圧力計第一類	2 (1)	2	2	3
圧力計第二類	3 (2)	3	5	6
血圧計第一類	1 (0)	1	0	0
血圧計第二類	0 (0)	0	0	0
騒音計	0 (0)	0	1	1
振動レベル計	0 (0)	0	1	1
濃度計第一類	0 (0)	0	9	10
濃度計第二類	0 (0)	0	8	9
濃度計第三類	1 (1)	1	8	9
ホッパースケール	16 (3)	16	9	10
充填用自動はかり	16 (3)	17	10	11
コンベヤスケール	13 (3)	13	5	5
自動捕捉式はかり	13 (3)	14	11	13
その他の自動はかり	15 (4)	15	9	11
製造・修理事業計	135 (48)	149	128	148

※ 製造の()内の数は県外の届出事業者です。なお、総数に含みます。

5 販売事業の届出

(令和8年3月末現在)

事業の区分	事業者数
非自動はかり・分銅及びおもり	556
ただし、家庭用はかり(ヘルスメーター・ベビースケール・キッチンスケール)を除く	

6 適正計量管理事業所の指定

(令和8年3月末現在)

指定の区分		指定者数	事業所数
経済産業大臣指定		0	0
県知事指定	製造業	17	18
	流通業	3	15
	計量証明事業	3	3
	その他	1	809
県知事指定の計		24	845

7 指定製造事業者の指定

(令和8年3月末現在)

指定の事業区分	事業者数
ガスメーター第一類	1
ガスメーター第二類	1

8 特殊容器製造者の指定

(令和8年3月末現在)

事業者数	1
------	---

第 3 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

1 概 要

正確な特定計量器の供給を図るため、検定・装置検査及び基準器検査を行っています。
取引・証明に使用する特定計量器は検定又は装置検査に合格したものでなければ使用できません。
ただし、特殊な種類の特定計量器の検定については経済産業大臣又は指定検定機関が、また電気計器の検定については日本電気計器検定所が行っています。

※特定計量器…取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造や器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるもの（タクシーメーター、質量計(分銅等を含む)、温度計、電力量計、ガスメーター、水道メーター、圧力計、燃料油メーター、濃度計、騒音計、振動レベル計、浮ひょうなど18品目)

※装置検査……タクシー車両に装着された状態で行うタクシーメーターの検査

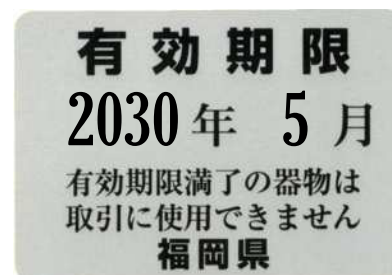
検定・装置検査に合格した特定計量器には、検定証印・装置検査証印が付され、また、タクシーメーター・燃料油メーター・ガスメーター及び水道メーター等の有効期間のある特定計量器には有効期限を表す数字印を付すほか、有効期限を示す合格シールを貼付しています。

各証印の形状ならびに合格シールは次のとおりです。



各特定計量器の有効期間は次のとおりです。

タクシーメーター	1年
液化石油ガスメーター	4年
燃料油メーター	5年又は 7年
ガスメーター	7年又は10年
水道メーター	8年

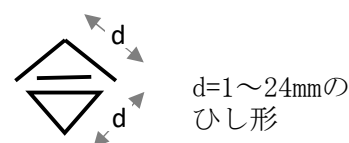


基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか特定計量器の製造・修理事業者及び適正計量管理事業所に必要な設備として設置されているもので、特定計量器の正確度をチェックするため高い精度が要求され、器種・型式別に基準器検査の有効期間が定められています。

基準器検査は、基準器の区分に従い経済産業大臣・都道府県知事及び日本電気計器検定所が実施しています。

都道府県知事は、タクシーメーター装置検査用基準器・基準はかりの一部・基準分銅(一級～三級)・基準タンクの一部について実施しています。

なお、基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印(右図)を付し、基準器検査成績書を交付しています。



2 令和7年度 特定計量器検定・装置検査実績

種類		実績	検定個数	不合格
タクシメーター		装 置 検 査	10,126	255
質量計	電 気 抵 抗 線 式 は か り		153	3
	電 磁 式 は か り		0	0
	誘 電 式 は か り		0	0
	そ の 他 の 電 気 式 は か り		0	0
	等 比 皿 手 動 は か り		0	0
	そ の 他 手 動 は か り		0	0
	ば ね 式 指 示 は か り		0	0
	手 動 指 示 併 用 は か り		0	0
	そ の 他 の 指 示 は か り		0	0
	分 銅 ・ お も り		1,084	0
	小 計		1,237	3
圧力計	ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計		432	2
	ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計		177	0
	小 計		609	2
体積計	燃料油 メーター	自 動 車 等 給 油 メ ー タ ー	1,259	29
		小 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	139	3
		大 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	89	1
		簡 易 燃 料 油 メ ー タ ー	2	0
		定 置 燃 料 油 メ ー タ ー	7	0
		計	1,496	33
	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー		43	0
	ガ ス メ ー タ ー		0	0
	水 道 メ ー タ ー		0	0
	量 器 用 尺 付 タ ン ク		89	0
	小 計		1,628	33
温度計	ガ ラ ス 製 温 度 計		0	0
合 計			13,600	293

3 令和7年度 基準器検査実績

種類	実績	検査個数	不合格
タクシーメーター装置検査用基準器		1	0
基準台手動はかり		0	0
一級基準分銅		190	7
二級基準分銅		92	1
三級基準分銅		235	2
基準湿式ガスメーター		0	0
液体メーター用基準タンク（水道用）		1	0
液体メーター用基準タンク（燃料油用）		6	1
合 計		525	11

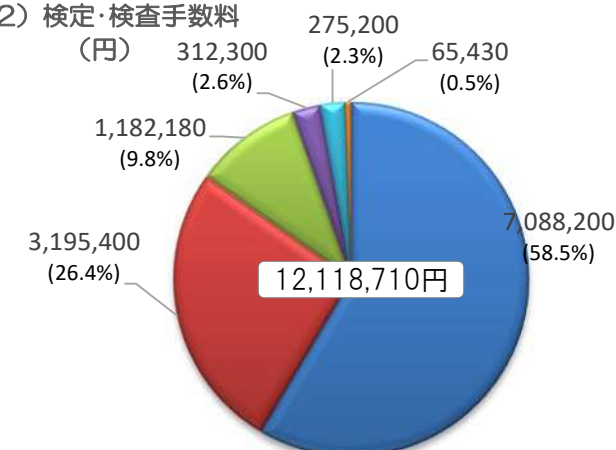
4 令和7年度 検定・検査個数及び手数料比率

(1) 検定・検査個数
(個)



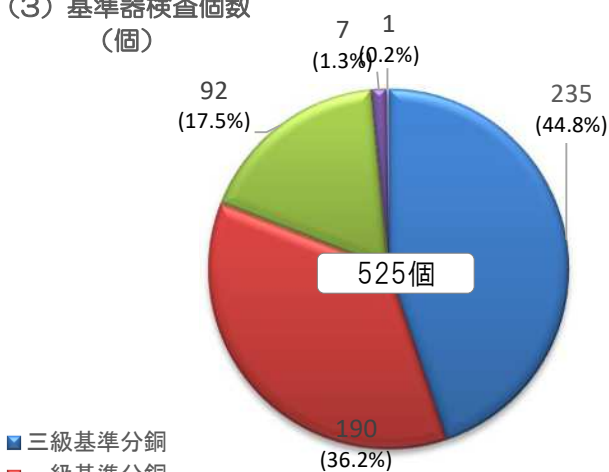
■ タクシーメーター装置検査
■ 燃料油メーター
■ 質量計
■ アネロイド型圧力計
■ アネロイド型血圧計
■ その他(6位以降)

(2) 検定・検査手数料
(円)



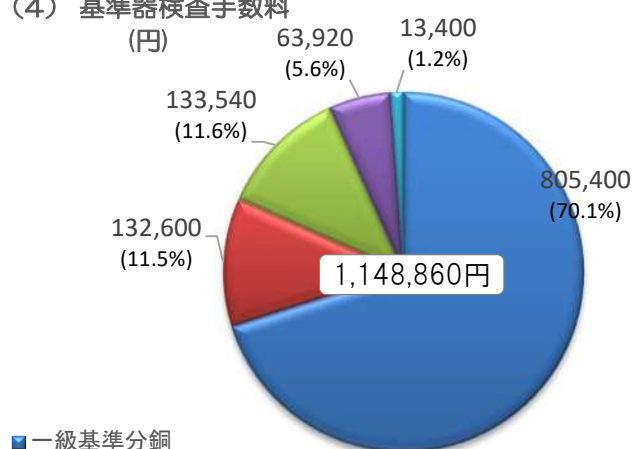
■ タクシーメーター装置検査
■ 燃料油メーター
■ 質量計
■ アネロイド型圧力計
■ アネロイド型血圧計
■ その他(6位以降)

(3) 基準器検査個数
(個)



■ 三級基準分銅
■ 一級基準分銅
■ 二級基準分銅
■ 液体メーター用基準タンク
■ タクシーメーター装置検査用基準器

(4) 基準器検査手数料
(円)



■ 一級基準分銅
■ 液体メーター用基準タンク
■ 三級基準分銅
■ 二級基準分銅
■ タクシーメーター装置検査用基準器

5 検定・検査個数実績の推移(令和5年度～令和7年度)

種類		年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			検定・検査 個数	不合格	検定・検査 個数	不合格	検定・検査 個数	不合格
タクシー メーター	装 置 検 査		10,058	234	10,134	210	10,126	255
質量計	電 気 式 は か り		211	4	194	5	153	3
	上 記 以 外 の は か り		0	0	0	0	0	0
	分 銅 ・ お も り		2,396	0	2,409	0	1,084	0
	小 計		2,607	4	2,603	5	1,237	3
圧力計	アネロイド型圧力計		460	1	449	0	432	2
	アネロイド型血圧計		109	0	98	0	177	0
	小 計		569	1	547	0	609	2
体積計	燃料油 メーター	自動車等給油メーター	1,881	14	1,922	27	1,259	29
		小型車載燃料油メーター	207	4	171	8	139	3
		大型車載燃料油メーター	79	0	78	0	89	1
		簡易燃料油メーター	0	0	0	0	2	0
		定置燃料油メーター	16	0	18	2	7	0
		計	2,183	18	2,189	37	1,496	33
	液化石油ガスメーター		30	0	20	0	43	0
	ガ ス メ ー タ ー		0	0	0	0	0	0
	水 道 メ ー タ ー		0	0	0	0	0	0
	量 器 用 尺 付 タ ン ク		65	0	62	0	89	0
	小 計		2,278	18	2,271	37	1,628	33
温度計	ガ ラ ス 製 温 度 計		0	0	1	1	0	0
合 計			15,512	257	15,556	253	13,600	293

6 基準器検査個数実績の推移(令和5年度～令和7年度)

種類		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
タクシーメーター装置検査用基準器		12	0	1	0	1	0
基 準 台 手 動 は か り		0	0	0	0	0	0
基 準 分 銅		823	1	420	0	517	10
基 準 湿 式 ガ ス メ ー タ ー		0	0	0	0	0	0
液 体 メ ー タ ー 用 基 準 タ ン ク		19	0	11	0	7	1
合 計		854	1	432	0	525	11

第 4 特定計量器の定期検査

1 概 要

商店・工場・事業場・病院等で、取引又は証明に使用されている特定計量器(はかり・おもり・分銅)は、法第19条の規定により、2年に1回の周期で実施される定期検査を受検しなければなりません。

この検査は、使用中の特定計量器の正確さを維持するためのもので、関係市町村の協力を得て事前に十分な調査と通知等を行って、未受検者がいないよう努めています。

定期検査に合格した特定計量器には、一般消費者にもわかるように見やすいところに検査合格シールを貼っています。また、不合格の特定計量器には検定証印を抹消するとともに所有者に不合格票を発行し、修理・廃棄・買い替え等の処置をさせ、不良な特定計量器の使用を防止しています。

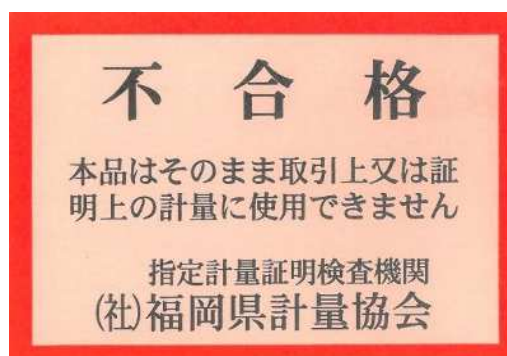
本県では、一般社団法人福岡県計量協会を法第20条の指定定期検査機関に指定し、非自動はかり及びおもり、分銅の定期検査業務については県に代わり指定定期検査機関で行っています。

また、法第25条の規定により、定期検査に代わる計量士(代検計量士)による検査も行われています。なお、福岡県に届出している代検計量士は令和8年4月1日現在40名います。

検査合格シール
(定期検査済証印)



不合格シール



免除シール



定期検査の実施周期 (市町村別)

	福岡・筑豊地区	京築・遠賀地区	筑後地区
奇数年	飯塚市・田川市・嘉麻市 古賀市・粕屋町・志免町 須恵町・久山町・宇美町 篠栗町・新宮町・桂川町 糸田町・福智町・香春町 添田町・川崎町・大任町 赤 村	行橋市・荏田町・みやこ町 芦屋町・遠賀町・岡垣町 水巻町	朝倉市・小郡市・うきは市 大刀洗町・大木町・筑前町 東峰村
偶数年	直方市・筑紫野市 太宰府市・大野城市 春日市・糸島市・宗像市 福津市・宮若市・那珂川市 鞍手町・小竹町	豊前市・中間市・築上町 吉富町・上毛町	大牟田市・八女市・筑後市 柳川市・大川市・みやま市 広川町

2 令和7年度 定期検査の検査実績(市・郡別)

項目 市郡別		指定定期検査機関による検査				代検計量士による検査		
		公 示 日 数	検 査 戸 数	検 査 台 数	不 合 格 台 数	検 査 戸 数	検 査 台 数	不 適 合 台 数
市 部	飯塚市	9	235	387	7	272	1,051	0
	田川市	5	128	202	0	113	383	0
	嘉麻市	8	146	220	1	56	140	0
	古賀市	3	125	244	1	93	653	2
	行橋市	4	138	215	0	107	284	0
	朝倉市	12	425	632	2	211	674	2
	小郡市	2	70	109	0	97	225	8
	うきは市	13	525	729	1	35	128	0
	市部 計	56	1,792	2,738	12	984	3,538	12
郡 部	糟屋郡	11	432	799	13	282	1,496	4
	田川郡	12	364	552	5	88	220	0
	嘉穂郡	1	28	44	0	21	51	0
	京都郡	6	174	286	3	78	143	0
	遠賀郡	5	132	225	1	164	446	2
	朝倉郡	5	191	318	3	52	162	0
	三井郡	1	30	57	0	25	116	1
	三潞郡	4	62	217	6	25	160	0
	郡部 計	45	1,413	2,498	31	735	2,794	7
合 計		101	3,205	5,236	43	1,719	6,332	19

※検査台数には、分銅・おもりを含みません。

3 令和7年度 特定計量器器種別定期検査の検査実績

器種	項目	指定定期検査機関による検査		代検計量士による検査	
		検査台数	不合格台数	検査台数	不適合台数
電気抵抗線式はかり		2,565	37	5,502	18
誘電式はかり		0	0	0	0
電磁式はかり		0	0	0	0
その他の電気式はかり		0	0	0	0
手動天秤		0	0	0	0
等比皿手動はかり		13	0	7	0
棒はかり		3	0	0	0
その他の手動はかり		141	0	126	0
ばね式はかり		2,488	6	667	1
手動指示併用はかり		21	0	30	0
その他の指示はかり		5	0	0	0
はかり小計		5,236	43	6,332	19
分銅		223	0	216	0
定量おもり		2	0	0	0
定量増おもり		662	0	626	0
分銅類小計		887	0	842	0
合計		6,123	43	7,174	19

定期検査には、所在場所定期検査を含みます。

4 定期検査実績の推移（令和3年度～令和7年度）

年度	実施市町村数	検査戸数	検査台数	不合格台数
令和3年度	8市 23町 2村	5,390	11,833	85
令和4年度	18市 6町	5,825	13,027	117
令和5年度	8市 23町 2村	5,029	11,556	95
令和6年度	18市 6町	5,527	12,623	113
令和7年度	8市 23町 2村	4,924	11,568	62

検査台数・不合格台数には、分銅・おもりは含みません。

第 5 計量証明事業者の計量証明検査

1 概 要

計量証明事業を行うために、知事の登録を受けた一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者が使用する特定計量器について、法第116条の規定により器種の区分により1年～3年に1回の周期で計量証明検査を実施しています。

本県では、一般計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器の検査について、一般社団法人福岡県計量協会を法第117条の指定計量証明検査機関に指定し、登録事業者が使用する非自動はかり、分銅及びおもりの検査を行っています。

また、法第120条の規定により、計量証明検査に代わる計量士（代検計量士）による検査も行われています。

検査周期及び計量証明検査合格証シールは、次のとおりです。

器 種	検査周期
非自動はかり、分銅及びおもり	2 年
皮 革 面 積 計	1 年
騒音計、振動レベル計及び濃度計	3 年

検査合格シール
(非自動はかりの例)

計 量 証 明 検 査 合 格 証	
一般社団法人 福岡県計量協会	Ⓗ 2025 5
次回検査	2027 年 5 月

計 量 証 明 検 査 合 格 証	
計量士 (一社)福岡県計量協会会員	Ⓗ 2025 5
次回検査	2027 年 5 月

検査合格シール
(騒音計、振動レベル計
及び濃度計の例)

計 量 証 明 検 査 合 格 証	
福岡県 Ⓗ 2025. 9	
次回検査	2028 年 9 月

2 令和6年度 一般計量証明事業者の計量証明検査実績

質量計 区分	指定計量証明検査機関による検査		代検計量士による検査	
	検査台数	不合格台数	検査台数	不適合台数
10t 以下	0	0	3	0
20t 以下	0	0	1	0
30t 以下	0	0	12	0
40t 以下	0	0	39	0
50t 以下	0	0	16	0
50t 超えるもの	1	0	15	0
合 計	1	0	86	0

3 令和7年度 環境計量証明事業者の計量証明検査実績

種 類	検査台数	不合格台数
普通騒音計	0	0
精密騒音計	0	0
振動レベル計	29	0
ガラス電極水素イオン濃度指示計	0	0
ジルコニア式 酸素濃度計	0	0
溶液導電率式 二酸化硫黄濃度計	0	0
磁気式 酸素濃度計	20	1
非分散型赤外線式 二酸化硫黄濃度計	0	0
非分散型赤外線式 窒素酸化物濃度計	0	0
非分散型赤外線式 一酸化炭素濃度計	8	0
化学発光式 窒素酸化物濃度計	17	1
合 計	74	2

4 計量証明検査実績の推移(令和5年度～令和7年度)

種類 \ 年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	検査台数	不合格台数	検査台数	不合格台数	検査台数	不合格台数
質 量 計	95	0	102	0	86	0
普通騒音計	17	1	43	0	0	0
精密騒音計	16	1	19	0	0	0
振動レベル計	0	0	46	0	29	0
ガラス電極水素イオン濃度指示計	13	0	51	0	0	0
ジルコニア式 酸素濃度計	0	0	6	1	0	0
溶液導電率式 二酸化硫黄濃度計	0	0	0	0	0	0
磁気式 酸素濃度計	0	0	9	0	20	1
非分散型赤外線式 二酸化硫黄濃度計	0	0	2	0	0	0
非分散型赤外線式 窒素酸化物濃度計	0	0	0	0	0	0
非分散型赤外線式 一酸化炭素濃度計	0	0	14	1	8	0
化学発光式 窒素酸化物濃度計	0	0	12	0	17	1
合 計	141	2	304	2	160	2

第 6 立 入 検 査

1 概 要

適正な計量の実施を確保するため、法第 148 条の規定に基づき計量関係事業者や商店・工場等に立入り、使用中の特定計量器の検査・商品の量目検査及び計量管理実施状況の検査を実施しています。

(1) 特定計量器の立入検査

特定計量器を使用している事業所・商店・工場等を対象として、タクシーメーター・質量計・燃料油メーター・液化石油ガスメーター・水道メーター・ガスメーター等の県民生活に不可欠な特定計量器について、有効期限の確認・メーターの管理台帳及び器物の検査を実施しました。

なお、立入検査を実施した特定計量器については、検査済証を貼付しています。

検査済証



(2) 商品量目の立入検査

計量法に定める特定商品について、消費生活物資の流通が多い年末年始時期を中心に食品工場・大規模小売店等を対象として、正確な特定計量器を正しく使用し適正な量目を確保しているかどうか、商品量目の立入検査を実施しました。

※特定商品…食料品や日用品等の消費生活関連物資であって、私たち消費者が合理的な選択を行う上で量目（はかりで量った物の重さ）の確認が必要と考えられ、且つ、量目公差（許容される誤差の範囲）を課することが適当と考えられるもの（食肉・野菜・魚介類・灯油等の29種類）

(3) 定期検査の立入検査

定期検査で不合格となった特定計量器、代検査で不適合となった特定計量器を対象に、その後の措置についての確認のための立入検査を実施していますが、令和 7 年度は立入検査は行っておりません。

(4) 計量関係事業者等の立入検査

ア 計量証明事業者の立入検査

一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者に対し、登録事項及び事業規程に基づく事業が履行され、かつ適正な計量証明書の発行がされているか立入検査を実施しました。

イ 指定製造事業者の立入検査

指定製造事業者に対し、一定レベル以上の品質管理の能力を有し、安定的かつ継続的に特定計量器を製造することができるように品質管理の方法が維持されているか立入検査を実施しました。

ウ 届出製造・修理事業者の立入検査

届出製造・修理事業者に対し、検査設備の確認、検査義務の励行状況及び検査規則が確実に履行されているか立入検査を実施しました。

エ 届出販売事業者の立入検査

届出販売業者に対し、遵守事項が確実に守られているか立入検査を実施していますが、令和 7 年度は立入検査は行っておりません。

オ その他

適正計量管理事業所に対して、所定事項の履行状況についての立入検査を実施しました。

2 令和7年度 立入検査結果

(1) 特定計量器の立入検査結果

① ガスメーター（都市ガス）立入検査結果表

立入 日数	立入 人数	検 査 事業所数	検査台数	不合格 台 数	不合格率 (%)	不合格理由別台数			
			保有台数			器差	有効期限	構造	封印
実施なし	—	—	—	—	—				
			—	—	—				

② ガスメーター（家庭用プロパン）立入検査結果表

立入 日数	立入 人数	検 査 事業所数	検査台数	不合格 台 数	不合格率 (%)	不合格理由別台数			
			保有台数			器差	有効期限	構造	封印
4	8	—	—	—	—				
		26	17,537	8	0.1%		8		

③ 燃料油メーター立入検査結果表

立入 日数	立入 人数	検 査 事業所数	検査台数	不合格 台 数	不合格率 (%)	不合格理由別台数			
			保有台数			器差	有効期限	構造	封印
14	28	63	321	18	5.6		18		
			571	19	3.3		19		

④ 液化石油ガスメーター立入検査結果表

立入 日数	立入 人数	検 査 事業所数	検査台数	不合格 台 数	不合格率 (%)	不合格理由別台数			
			保有台数			器差	有効期限	構造	封印
実施なし	—	—	—	—	—				
			—	—	—				

⑤ 水道メーター立入検査結果表

立入 日数	立入 人数	検 査 事業所数	検査台数	不合格 台 数	不合格率 (%)	不合格理由別台数			
			保有台数			器差	有効期限	構造	封印
5	10	5	106	0	0.0				
			47,884	0	0.0				

⑥ タクシーメーター立入検査結果表

立入 日数	立入 人数	検 査 事業所数	検査台数	不合格 台 数	不合格率 (%)	不合格理由別台数			
			保有台数			器差	有効期限	構造	封印
3	6	10	35	0	0.0				
			110	0	0.0				

⑦ 子メーター（電気計器・水道）立入検査結果表

立入 日数	立入 人数	検 査 事業所数	検査台数	不合格 台 数	不合格率 (%)	不合格理由別台数	
			保有台数			期限切れ	構造
3	6	4	17	0	0.0		
			17	0	0.0		

関係団体への周知依頼のみ。

※ 表の上段は現場確認（外観・器差検査）、下段は台帳上の数を表します。

(2) 商品量目の立入検査結果

① 中元時期全国一斉量目立入検査結果表

立入 日数	実 施 市町村数	検 査 戸 数	不適正 戸 数	不適正 戸数率 (%)	検 査 個 数	基 準 超 過	基 準 超過率 (%)	不適正	
								不足	不足率(%)
実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 立入実施市町村
実施なし

② 年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表

立入 日数	実 施 市町村数	検 査 戸 数	不適正 戸 数	不適正 戸数率 (%)	検 査 個 数	基 準 超 過	基 準 超過率 (%)	不適正	
								不足	不足率(%)
8	8	15	4	26.7%	750	6	0.8%	22	2.9%

※ 立入実施市町村
八女市、大川市、豊前市、筑前町、筑紫野市、大野城市、春日市、太宰府市

(3) 定期検査の立入検査結果

定期検査不合格（不適合）特定計量器の立入検査実績

実 施 地 区	日数	市町村数	検査戸数	検査台数
受検対象地区全域	実施なし	—	—	—

(4) 計量関係事業者等の立入検査結果

立入検査の種類		立入日数	立入戸数(事業所数)	不正戸数
ア 計量証明事業者	一般計量証明事業者	11	22	0
	環境計量証明事業者	10	10	0
イ 指定製造事業者		2	1	0
ウ 届出製造・修理事業者	届出製造事業者立入	7	10	0
	届出修理事業者立入	8	9	0
エ 届出販売事業者		0	0	0
オ その他	質量標準管理マニュアル	0	0	0
	適正計量管理事業所	4	4	0

(5) 苦情等に基づく調査依頼

区 分	件 数
量 目	0 (0)
特定計量器	1 (0)
そ の 他	0 (0)
合 計	1 (0)

() は持込件数であり
総数に含みます

第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業等

1 計量記念日事業

平成 5 年 1 1 月 1 日に計量法が改正施行されたことを記念し、1 1 月 1 日を「計量記念日」と定められました。例年この日をスタートとした 1 ヶ月間を「計量強調月間」として、各種記念日事業を実施しています。

(1) 計量記念日広報活動

11月1日の計量記念日広報活動の一環として、ポスターを掲示し動画や写真を募集しました。

【募集テーマ】はかることの大切さ、おもしろさが伝わる作品

- 例 ・ 愛着のある計量器との写真
・ 街角で見つけた計量器を入れた風景画

最優秀作品



ポスター



(2) 計量ひろば

各市町村において移動相談所を開設し、計量に関する相談、体脂肪・握力測定、計量ゲーム、各種計量器の展示、啓発パネルの展示、計量に関するパンフレット等の配布を行い、計量思想の普及を目的として実施しました。

実施日及び会場	令和 7 年 1 1 月 5 日(水)	うきは市：道の駅 うきは
---------	---------------------	--------------

2 計量モニター

消費生活物資の流通過程における量目について、消費者自身にその現状を認識してもらい、計量思想の啓発を図るとともに、商品の生産者及び販売者に対して正確な計量について注意を促し、併せて計量モニターから寄せられた資料及び意見等を計量行政の推進に活用することを目的として実施しました。

実施市町村	筑紫野市
実施期間	令和 7 年 9 月 1 2 日(金)～1 0 月 1 1 日(土) 一ヶ月間
人員、商品数	モニター人数：30名 商品数：1055点

3 計量教室

特定商品をスーパー・一般小売店等から試買し、量目が正しく計られているか消費者と審査を行い日頃の商品量目の実態を把握するとともに、計量誤差の要因を研究し、消費者に日常生活に密接な計量の重要性について意識を高めてもらうことを目的として実施しました。

実施市町村	筑紫野市
実施日	令和 7 年 9 月 1 1 日(木)

4 おもしろ計量教室

小学校高学年の児童を対象に、棒はかりの製作や実験等を通して理科の学習内容の理解を深めるとともに、身近にある計量器や計量検定所の仕事についての説明を行うことで、「計量」に関する知識や興味を深めることを目的として実施しました。

実施日・地域 及び実施数	令和7年11月6日(木)	那珂川市	4校285名
	～令和8年1月23日(金)	(4日)	
	令和7年12月10日(水)	遠賀郡水巻町	1校 23名

5 親子の計量体験

計量に関する普及・啓発事業の一環として、夏休み中に親子での計量体験を通して子供の頃から計量に親しむことを目的として実施しました。

実施日 参加人数	令和7年7月30日(水) 午前の部(4組9名)/午後の部(4組9名)
	令和7年8月1日(金) 午前の部(3組7名)/午後の部(3組8名)
	実施場所：福岡県計量検定所 実施時間：各回共2時間

6 講習会等

(1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会

一般社団法人福岡県計量協会の計量証明事業者部会が主催する一般計量証明事業者主任計量者講習会に、計量証明事業の趣旨及び社会的責任を認識してもらうために講師を派遣しました。

ア.新規対象者 実施日・場所	第1回	令和7年7月10日(木)	福岡県計量検定所
	第2回	令和8年1月15日(木)	福岡県計量検定所
イ.再講習(5年サイクル) 実施日・場所		令和7年10月16日(木)	福岡県計量検定所

(2) 環境計量証明事業者立入検査結果等報告会

環境計量証明事業者のスキルアップのため立入検査結果等の報告会を実施しました。

実施日・場所	令和8年3月18日(水) パピヨン24 2階 第12会議室
--------	-------------------------------

(3) 計量基礎知識研修会

一般社団法人福岡県計量協会の計量器部会及び計量管理部会が主催する「計量基礎知識研修会」に講師を派遣しました。

実施日・場所	計量器部会	令和7年5月22日(木)	福岡県計量検定所
--------	-------	--------------	----------

7 一般主任計量者試験

一般計量証明事業に携わる者を対象に、通商産業省告示第549号(平成5年11月1日)に基づき、計量証明に必要な知識経験を有することの資格試験を実施しました。

実施日・場所	第1回	令和7年7月10日(木)	福岡県計量検定所
	第2回	令和8年1月15日(木)	福岡県計量検定所

第 8 そ の 他

1 特定市

市 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	組 織
福 岡 市	810-8620	福岡市中央区天神1丁目8-1	092-711-4650 092-733-5593	経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課
北九州市	803-0805	北九州市小倉北区親和町6-2	093-592-2012 093-562-7803	総務市民局 安全・安心推進部 消費生活センター計量検査所
久留米市	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7700 0942-30-7715	協働推進部 消費生活センター

2 計量関係団体等

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号	会員数
一般社団法人 福岡県計量協会	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 (福岡県計量検定所内)	092-939-2912 092-939-2912	175 及び 1団体
一般社団法人 福岡県 環境計量証明事業協会	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 (福岡県計量検定所内)	092-939-6650 092-939-6650	44
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	〒803-0805 北九州市小倉北区親和町6-2 (北九州市計量検査所内)	093-592-3400 093-482-3418	34
日本電気計器検定所 九州支社	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目1番40号	092-541-3031 092-541-2979	
一般財団法人 日本品質保証機構 九州試験所 (JQA)	〒839-0801 久留米市宮ノ陣3-2-33	0942-48-7763 0942-48-7760	
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 九州支所	〒815-0032 福岡市南区塩原2-1-28	092-551-1315 092-551-1329	

(令和8年4月1日現在)

3 計量検定所案内図



交通アクセス

- 博多駅よりJR篠栗線にて門松駅下車 徒歩6分
- 九州自動車道 福岡ICより 車で6分

福岡県計量検定所

〒811-2302
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2



検定所HP

計 量 行 政 概 要

発 行 令和 8 年 7 月
編 集 福岡県計量検定所
〒811-2302
糟屋郡粕屋町大字大隈 1 8 8 番地 2
T E L 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 1 (総務課)
 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 3 (指導課・検査課)
 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 5 (検定第一課・検定第二課)
F A X 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 2

福 岡 県 行 政 資 料	
分類番号 QA	所属コード 0604403
登録年度 7	登録番号 1